

山江村メディカルフィットネス推進事業に係る包括連携に関する業務仕様書  
【健康ポイント部門】

**1. 業務名称**

山江村メディカルフィットネス推進事業に係る包括連携に関する業務 【健康ポイント部門】

**2. 業務の目的**

山江村（以下「本村」という。）では、全国的に医療費の増大が社会的な課題となる中、本村においても一人当たり医療費が伸長し、住民の 63%に運動習慣がないなど、生活習慣病のリスクが高い状況にある。この状況を改善し、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」という健康日本 21（第 3 次）のビジョンを達成するため、多様な担い手の連携とテクノロジー活用を強化する。

本事業では、ICT を積極的に実装することで、ウェアラブルデバイスや専用アプリを利用し、特定健診データや日々の活動量を一元的に収集・管理する。これにより、個人の健康状態を数値やグラフで「見える化」オーダーメイドの運動・栄養プログラムを個人に提供する。村の空き施設「黎明館」をリノベーションして介護予防拠点施設に用途変更し、継続的な健康管理と PDCA サイクル推進の仕組みを構築することで、生活習慣病の重症化予防を促進し、医療費の適正化及び健康寿命の延伸を目指としたメディカルフィットネス推進事業を実施する。この事業に伴い、住民へのインセンティブとして健康ポイントの付与を行うものとする。このような背景を含め本村は、持続可能な村づくりを推進している。本業務は、民間企業が有する専門的な知見や技術を活用し、官民連携による課題解決の最適解を導き出すためのパートナーシップを構築することを目的とする。

**3. 連携（提案）を求める分野**

健康ポイント部門として以下の分野に関する包括的な提案を求める。

**(1) 提案の目的**

本事業は、住民の健康状態を「はかる・わかる・きづく・かわる」という健康づくりサイクルを具現化する ICT（情報通信技術）と高精度な計測機器を組み合わせ、健康状態を「見える化」することで、村民の自主的な健康管理のきっかけづくりと継続を支援し、健康寿命の延伸および医療費適正化を目指す。また、ICT に不慣れな参加者に対しても、操作性の高いデバイスを提供することで、「誰一人取り残さない健康づくり」を実現することを目的とする。

**(2) システム概要**

ア. 多機能健康管理アプリの提供

参加者の運動・健康習慣を測定・集計し、ポイント付与が可能なアプリを提供すること。

- ・対応 OS : iOS、Android に対応し、利用者が無料でダウンロードできること（通信料は利用者負担）。
- ・ユーザビリティ：スマートフォンに不慣れな高齢者等にも配慮した、視認性が高く直感的な操作が可能なインターフェースであること。
- ・履歴管理：歩数、獲得ポイント、取り組み内容、健康記録等の過去履歴を詳細に確認できること。
- ・自動連携：体組成、血圧、活動量計のデータが自動でアプリに反映されること。
- ・測定項目：業務用体組成計（高精度デュアル周波数体組成計）で測定した下記項目を閲覧可能とすること。
  - ・データ引継ぎ：同一 ID を用いることで、期間中のデータを自動で引き継ぎ、継続的な健康管理が行えること。

#### イ. アプリ以外の歩数計測機器（活動量計）の利用環境提供

スマートフォン未保持者も事業に参加できるよう、代替品として以下の条件を満たす活動量計を利用するため、以下の条件を満たすこと。

- ・認証：一般社団法人スマートウェルネスコミュニティ（SWC）協議会の推奨歩数計として認証されていること。
- ・機能：個人認証用の IC チップを内蔵していること。
- ・データ連携：データ送信端末やコンビニエンスストア（ローソン、ミニストップの Loppi 等）の端末にかざすだけで、歩数や体組成データが自動アップロードされること。

#### ウ. 測定拠点の設置

本村が用意する拠点において、以下の測定・送信環境を構築すること。

- ・設置機器：体組成計および血圧計を設置し、測定結果についてはパソコンを介さず直接アプリやサーバーへ送信できる仕組みを構築すること。
- ・個人認証：2 次元コード等による認証を行い、身長・年齢等の都度入力を不要とすること。
- ・閲覧用端末：活動量計の利用者がその場で結果を確認できるタブレット端末等を設置すること。ID・パスワードの手動入力を要さず、活動量計のタッチ等で自動ログインできる仕様であること。

本村が用意する機器は以下の通り。

製品名	設置場所	台数
業務用体組成計 (業務用デュアル周波数体組成計 ポールタイプ)	村内公共施設	1
業務用血圧計 (業務用全自動血圧計)	村内公共施設	1

### (3) 健康利活用・ポイント運用の仕組み構築

#### ア. データ利活用

- ・自身の測定データがアプリ上でグラフ化等され確認出来ること。
- ・提携医療機関や村内施設において、本人の同意に基づき医療関係者等がデータを閲覧できる環境を整えること。

#### イ. ポイント設定

- ・本村の実状に即したポイントの設定、アプリや機器を使用したポイント付与の方法等の仕組みを構築すること。
- ・健康推進拠点施設の利用の際にはポイントを高くする等の設定ができること。
- ・他自治体や団体との合同歩数イベントやランキング表示など、モチベーション向上に繋がる機能を備えること。

#### ウ. 管理機能（自治体向け）

参加者の取組みの状況の確認、ポイント獲得状況の把握等、各参加者の状況について確認ができる仕組みを構築すること。具体的には下記の機能を用意すること。

- ・参加者の取り組み状況の自動集計機能
- ・参加者情報の登録・更新機能
- ・参加者用 ID の管理機能
- ・参加者への通知機能
- ・データのダウンロード機能（CSV データ）

#### エ. ポイント交換における仕組みの構築

- ・貯めたポイントを交換するための仕組みを構築すること。
- ・ポイント交換によるインセンティブについて、本村との協議に参加し、助言、協力をを行うこと。

#### オ. 事業支援及び周知

- ・事業説明会・セミナー： 操作説明および専門職（管理栄養士等）による健康セミナーを開催すること。
- ・マニュアル作成： 利用者向け操作マニュアル（PDF 形式）を作成し、アプリ内にも掲載すること。
- ・地域医療連携： 周辺医療機関や薬局と連携し、受診時にデータを活用する仕組みや、専門的な助言に基づく活動に対してポイントを付与する仕組みを提案・構築すること。

## 4. システム運用・セキュリティ

- ・データセンター： 日本データセンター協会（JDCC）ティア 3 相当以上の基準を満たし、24 時間 365 日の監視体制を敷くこと。
- ・データ保護： 通信およびデータベースの暗号化、定期的な脆弱性診断を実施すること。
- ・職員向け操作説明会： 本村職員に対して、管理画面等の操作方法研修を実施すること。

- ・ヘルプデスク：職員の問い合わせに対応する体制を整えること。対応時間は平日9時から17時まで、電話およびメールによる問い合わせに対応すること。
- ・データ帰属：取得したデータは本村に帰属する。受注者は統計的な分析（匿名加工情報）にのみ活用できるものとする。

## 5. 協定期間中の主な活動内容

包括連携協定締結後、次年度以降の事業化に向け、以下の活動を乙（企業）に求める。

- (1) 定期的な協議：事業化に向けた技術的助言や情報提供。
- (2) ロードマップの策定：本村における段階的な導入計画の共同検討。
- (3) デモンストレーション等の実施（任意）：住民や職員向けの技術紹介や説明。

## 6. 費用負担と調達の取扱い（最重要）

- (1) 費用の無償性：本仕様書に基づく連携活動及び提案に要する費用は、すべて乙の負担とする。
- (2) 次年度以降の調達：連携活動を通じて具体化した機器導入、システム開発等の事業化にあたっては、改めて地方自治法に基づく入札等の適正な調達手続きを経て、個別に契約を締結する。
- (3) 非独占性：本仕様書に基づく連携は、特定の機器やサービスの導入を約束するものではなく、また、乙に対して将来の調達における優先権を付与するものではない。

## 7. 協定の期間

- (1) 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。
- (2) 期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による特段の申し出がないときは、本協定は期間満了の翌日から起算して1年間更新するものとし、その後も同様とする。

## 8. 連携活動の開始時期

協定締結後、速やかに本事業の実現に向けた協議及び連携活動を開始するものとする。なお、次年度以降に実施を想定している機器導入等の具体的な事業スケジュールについては、予算成立後、別途実施する調達手続きにおいて定めるものとする。

## 9. 連携活動に伴う資料等の作成

乙は、本協定に基づく連携活動の実施状況及び協議内容について、適宜、以下の資料を作成し、甲に共有するものとする。

- (1) 協議記録（打合せ議事録）：定期的な協議の要旨をまとめたもの。
- (2) 事業化に向けたロードマップ（案）：課題解決に向けた具体的な導入スケジュール等

の検討資料。

(3) 技術的助言に係る資料：次年度以降の事業化に向けた、技術的な参考資料や市場動向に関する資料。※上記資料の作成方法及び提出時期については、甲乙協議の上、決定するものとする。

#### 10.その他

- (ア)本業務の実施に際しては、村の担当者との十分な協議のもとに進めること。
- (イ)本仕様書に記載されていない内容については、村の担当者との協議の上定める。
- (ウ)本業務のために得た資料、データ、作成した報告書及び村から提供を受けた資料については、本業務の目的以外に使用してはならず、第三者に公開、提供してはならない。
- (エ)山江村個人情報保護条例を遵守すること。

以上